\ 申込者募集/

企業の働き方改革を支援します!

~働き方改革に取り組む建設業者の方々へ~

県内建設産業の技術者・技能労働者の入職・定着の促進を図るため、「**働き方改革を推進」**する 取組みを行う企業に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

I 補助対象者

<u>熊本県内に主たる営業所</u>を有し、かつ、建設業法第3条第1項の<u>許可</u>又は<u>令和7年度</u>(2025年度) <u>熊本県競争入札参加者資格</u>を有するもので、次のいずれかに該当するもの。

- ① 会社及び個人(中小企業基本法第2条第1項第1号)
- ② 中小企業等協同組合(中小企業等協同組合法第3条)
- ③ 協業組合(中小企業団体の組織に関する法律第5条第1項第1号)

2 補助対象経費及び補助率(補助金額)

補助対象経費	補助率(補助金額)
 ① DXの推進 ・ ICT導入に係る研修会への参加 ・ ドローン講習受講 ・ 工事施工管理ツール(端末、アプリ)の導入等 ・ 建設キャリアアップシステムの機器導入及び事業者・技能者登録料 ② 時間外労働の削減 ・ 建設ディレクターの導入(機器の整備等) ・ 遠隔臨場や衛星通信の導入(クラウドカメラ等) ・ その他時間外労働の削減に向けた取組み ③ 労働力の確保 ・ 企業説明会への出展 ・ 自社PRのための広告 ・ 外国人材に対する母国語での研修への参加 ④ 処遇の改善等 ・ 女性や外国人など多様な人材が活躍できるための受入・育成環境の整備(更衣室の設置や母国語への翻訳費用等) ・ 働き方改革に関するセミナーへの参加 ・ 時差出勤や在宅勤務等多様な働き方の導入(テレワーク導入等) ・ 各種手当(資格手当、役職手当、住宅手当等)や退職金規定導入のための就業規則の新設、改定 ・ ハラスメント外部相談員・相談窓口の設置 	2分の I 以内 (上限: 10万円)

3 申込期限

令和7年 (2025年) 6月 | 7日 (火) ※消印有効

4 補助対象外経費

- (I) 消費税及び地方消費税
- (2) 飲食代等の全ての食糧費
- (3) 維持費及び運用費
- (4) 交付決定以前に実施及び支払いが完了した事業に係る経費
- (5) 他の補助金等(契約の相手方等の他者が費用負担する場合を含む。)で交付される経費

5 申込方法

「令和7年度(2025年度)熊本県建設産業働き方改革推進事業費補助金交付要項」を 参照し、申請書等を**熊本県土木部監理課建設業班へ | 部**郵送又は持参してください。

※ 要項及び申請書等は県庁ホームページに掲載しています。 https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/98/92611.html (参考)ホーム>組織でさがす>土木部>監理課>建設産業振興(補助金等) >令和7年度熊本県建設産業働き方改革推進事業費補助金について



6 申込み及び問合せ先

熊本県土木部監理課建設業班 〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1

TEL:096-333-2485 FAX:096-381-5404